

税制優遇制度のご案内

卸売業・小売業・サービス業の方で、新しく設備導入される場合

30%の特別償却か
7%の税額控除が受けられます

設備ご購入前に、経営上の課題と解決策、必要な設備についてご相談ください ※平成27年3月31日までです



対象になる方

- ※ 青色申告をしている
個人事業者、法人、振興組合、協同組合 など
※従業員1,000人以下、資本金1億円以下

対象業種

- ※ 卸・小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、社会保険・社会福祉・介護事業、その他サービス業、農業、林業、漁業
※風俗営業法の対象事業に該当するものは対象となりません。
※詳しくはお問い合わせください。

対象設備

- ※ 建物付属設備で**60万円以上**
器具および備品で**30万円以上**の新品設備に限る
※設備の詳細についてはお問い合わせください。

例えばこんな使い方

- ※ 新しい商品を販売するため、陳列棚を入れる。
- ※ レジスターを入れ替える。
- ※ 老朽化した看板などお店の外装をきれいにする。など

その他条件等

経営革新等支援機関等からの経営改善に関する指導、助言が必要ですので詳しくは岡崎商工会議所にお問い合わせください。

TEL (0564) 53-6500

ご相談の流れ

青色申告を提出する中小企業の方

岡崎商工会議所 経営革新等認定支援機関

1 経営課題とその対策に関するご相談

2 経営改善に関する指導及び助言

3 該当設備ご購入

4 アドバイスを受けた証明書の発給

5 指導及び助言を受けた旨明らかにする書類を税務申告書に添付し、提出

税務署

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の「器具及び備品」「建物附属設備」

器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ◆事務机、事務いす及びキャビネット ◆応接セット ◆ベッド ◆児童用机及びいす ◆陳列棚及び陳列ケース ◆その他の家具 ◆ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 ◆冷房用又は暖房用機器 ◆電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ◆氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。) ◆カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 ◆じゅうたんその他の床用敷物 ◆室内装飾品 ◆食事又はちゅう房用品 	器具及び備品	たまつき用具	◆たまつき用具	
	事務機器及び通信機器	<ul style="list-style-type: none"> ◆謄写機器及びタイプライター ◆電子計算機 ◆複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの ◆その他の事務機器 ◆テレタイプライター及びファクシミリ ◆インターホーン及び放送用設備 ◆電話設備その他の通信機器 		<ul style="list-style-type: none"> ◆パチンコ器、ピンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 ◆ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具 ◆スポーツ具 ◆劇場用観客いす ◆どんちょう及び幕 ◆衣しょう、かつら、小道具及び大道具 ◆その他のもの 		
	時計、試験機器及び測定機器	<ul style="list-style-type: none"> ◆時計 ◆度量衡器 ◆試験又は測定機器 		<ul style="list-style-type: none"> ◆植物 ◆動物 		
	光学機器及び写真製作機器	<ul style="list-style-type: none"> ◆オペラグラス ◆カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 ◆引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器 		<ul style="list-style-type: none"> ◆映画フィルム(スライドを含む。)、磁気テープ及びレコード ◆シート及びロープ ◆きのご栽培用ほだ木 ◆漁具 ◆葬儀用具 ◆楽器 ◆自動販売機(手動のものを含む。) ◆無人駐車管理装置 ◆焼却炉 ◆その他のもの 		
	看板及び広告器具	<ul style="list-style-type: none"> ◆看板、ネオンサイン及び気球 ◆マネキン人形及び模型 ◆その他のもの 		<ul style="list-style-type: none"> ◆蓄電池電源設備 ◆その他のもの 		
	容器及び金庫	<ul style="list-style-type: none"> ◆ボンベ ◆ドラムかん、コンテナーその他の容器 ◆金庫 		<ul style="list-style-type: none"> ◆冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以上のもの) ◆その他のもの 		
	理容又は美容機器			<ul style="list-style-type: none"> ◆エレベーター ◆エスカレーター 		
	建物附属設備	医療機器		<ul style="list-style-type: none"> ◆消毒殺菌用機器 ◆手術機器 ◆血液透析又は血しょう交換用機器 ◆ハードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 ◆調剤機器 ◆歯科診療用ユニット ◆光学検査機器 ◆その他のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ◆電気設備(照明設備を含む。) ◆給排水又は衛生設備及びガス設備 ◆冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ◆昇降機設備 ◆消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 ◆エヤーカーテン又はドア自動開閉設備 ◆アーケード又は日よけ設備 ◆店用簡易設備 ◆可動間仕切り ◆前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆主として金属製のもの ◆その他のもの
		電気設備(照明設備を含む。)		◆蓄電池電源設備	◆その他のもの	
		給排水又は衛生設備及びガス設備		◆冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以上のもの)	◆その他のもの	
冷房、暖房、通風又はボイラー設備		◆エレベーター	◆エスカレーター			
昇降機設備		◆主として金属製のもの	◆その他のもの			

※取得を予定している設備が税制の対象となるかどうか、判断に迷う場合はご相談ください。